

肝機能障害に関する論点整理

1. 肝機能障害と身体障害の関係について

(1) 一定の障害が存在するか

①どの程度の状態を「一定の障害」と捉えるのか。

(これまでの会議でいただいたご意見)

- ・ 肝機能障害は個体差があるが、多くは無症状であり、ある程度進行しないと症状が出ない。

②医学的に肝機能を評価する方法がいくつかあるが、どのようなものを指標とするのが適当か。

(参考1 「肝機能障害の評価法」)

(2) 障害が、固定あるいは永続しているといえるか。

治療を継続的に行っていける肝機能障害を障害として捉えることは可能か。

(主なご意見)

- ・ 治療を行っている中で、ある程度の重症度で障害の永続・固定と判断することができるのか。
- ・ 重症の肝機能障害を起こしている場合でも、治療の結果改善することがあることについて、いかに解釈するか。

(3) どのような日常生活活動の制限があるか

肝機能障害による日常生活活動とはどのようなものか。

(ヒアリングにおいて示された日常生活活動制限の例)

- ・ 足がつりやすくなる
- ・ 出血傾向
- ・ 腹水
- ・ 肝性脳症
- ・ 易疲労性

にといった症状に起因する、生活の困難性

2. 必要なサービスについて

肝機能障害を持つ人が必要としているサービスとはどのようなものか。

(ヒアリングにおいて示された必要なサービスの例)

- ・ 障害福祉サービス
介護
- ・ その他
交通費、医療費の軽減等

(参考2 「身体障害者のための主な福祉サービスについて」)

【参考1】 肝機能障害の評価法

1. 個別の検査

○肝機能や肝機能障害関連する症状を評価するための検査

(例1) 主な肝機能検査の目的と検査項目

目的	検査項目	正常値
肝細胞傷害を見る	AST ALT 総ビリルビン	12~35 IU/l 5~35 IU/l 0.3~1.2 mg/dl
胆汁うつ滞を見る	ALP γ -GTP <男> <女> 総ビリルビン 直接ビリルビン 総コレステロール	120~367 IU/l 8~50 IU/l 6~30 IU/l 0.3~1.2 mg/dl 0.1~0.4 mg/dl 120~220 mg/dl
重症度を見る	総蛋白 アルブミン プロトロンビン時間 総ビリルビン 直接ビリルビン 総コレステロール コリンエステラーゼ	6.8~8.3 g/dl 4.2~5.1 g/dl 10~12秒 70~130% INR 0.85~1.15 0.3~1.2 mg/dl 0.1~0.4 mg/dl 120~220 mg/dl 109~249 IU/l
慢性度を見る	ガンマグロブリン IgG IgA IgM 血小板数 ZTT TTT	10.8~24.2% (0.77~1.98 g/dl) 870~1700 mg/dl 110~410 mg/dl 35~220 mg/dl 20万以上 4~12 KU 1.5~7 KU
肝腫瘍：肝細胞がん 胆管がん	AFP AFP L3 分画 PIVKA II CA19-9 CEA	<10 ng/ml <10% <40 mAU <37 U/ml <2.5 ng/ml
原因を見る	肝炎ウイルスマーカー EBV/CMV 抗体 自己抗体 Fe <男> <女> Cu セルロプラスミン 脂質 ALP 分画	陰性 陰性 陰性 44~192 μ g/dl 29~164 μ g/dl 71~132 μ g/dl 21~37 mg/dl

(出典：朝倉内科学 第9版)

(例2) 肝性脳症の昏睡度分類 (高橋 1982)

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠-覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にとめない態度	retrospectiveにしか判定できない場合が多い
II	指南力(時・場所)障害、物を取り違える(confusion) 異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴミ箱にするなど) 時に傾眠状態(普通の呼びかけで開眼し、会話ができる) 無礼な言動があったりするが、医師の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿、便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる 嗜眠状態(ほとんど眠っている) 外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従わない、または従えない(簡単な命令には応じえる)	羽ばたき振戦あり(患者の協力が得られる場合) 指南力は行動に障害
IV	昏睡(完全な意識の消失) 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない	

(出典:朝倉内科学 第9版)

→このほかに留意しておくべき個別の検査はないか?

2. 重症度の判定

○肝機能障害の重症度を評価するためには、個別の検査を組み合わせて行うことが一般的。

(例) 肝硬変の Child-Pugh 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(I~II)	昏睡(III度以上)
腹水	なし	軽度	中等度以上
血清アルブミン(g/dl)	>3.5	2.8~3.5	2.8<
PT(プロトロンビン)時間(%)	>70%	40~70%	40%<
総ビリルビン値(mg/dl)	<2	2.0~3.0	3<
グレード A:5~6点	グレード B: 7~9点	グレード C: 10~15点	

(出典:八橋構成員提出資料)

→このほかに留意しておくべき重症度の評価方法はないか?

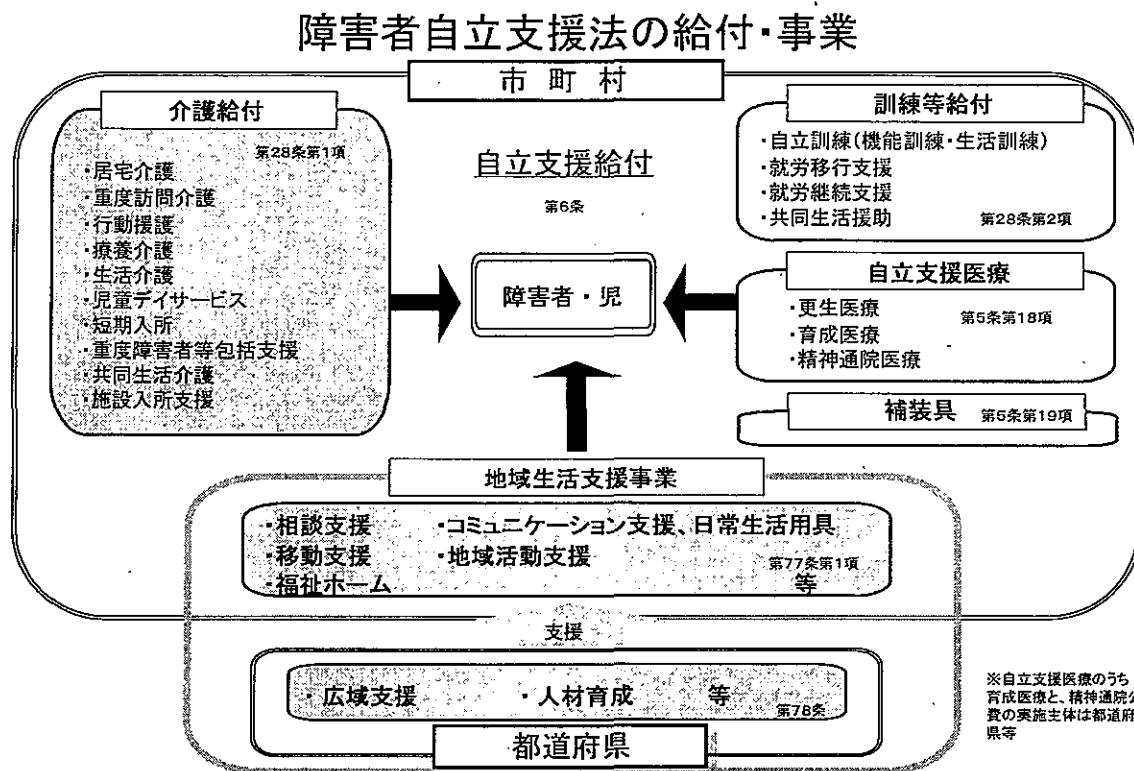
【参考2】身体障害者のための主な福祉サービスについて

(注)

- * 本資料は、国、自治体、企業等が所管する多くの障害者福祉施策の一部を紹介するものであり、実際の運用については、自治体等によって異なる場合があるため、詳細については、各省庁担当部局、自治体窓口、事業者等に直接照会願います。

1. 各種福祉サービス

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス



(詳細については、別添パンフレットによる)

(2) 身体障害者福祉法に基づくサービス

身体障害者社会参加支援施設

施設の種類	内 容	利 用 料	申込
身体障害者福祉センター	身体障害者の各種相談に応じるとともに、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う施設。	無料又は低額	当該施設
	身体障害者が通所して、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う施設		
	身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設		
情報提供施設	点字図書館 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出しその他利用に係る事業を主として行うもの		
視聴覚障害者情報提供施設	点字出版施設 点字刊行物の出版に係る事業を主として行う施設		
	聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しに係る事業を主として行う施設		
補装具製作施設	身体障害者の補装具の製作又は修理を行う施設		
盲導犬訓練施設	視覚障害者が利用する盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設		

2. その他の身体障害者に対する代表的なサービスの例

JR・航空・その他の公共交通機関の運賃割引、有料道路の通行料金の割引、NHK放送受信料の減免、NTT無料番号案内、郵便料金の減免、駐車禁止規制の適用除外、公営住宅の優先入居生活、郵便による不在者投票、福祉資金の貸付け、税制上の特別措置、地方自治体単独の事業(医療費の助成、福祉バスやタクシーチケットの交付 等)

など